

トラック あいち

第529号

2020 (令和2) • 4



名古屋別院

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人

愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

◆ 第13回 通常総会 ……………	1	◆ 飲酒運転根絶に向けた取り組みの 強化について(要請) ……	22
◆ 第7回 理事会 第12回 常任理事会 ……………	3	◆ 「整備管理者選任前研修」 開催のお知らせ ……	24
◆ 新入会員 ……………	8	◆ 第49回 近代化基金融資申込公募(推薦)要綱 ……	27
◆ 名称等変更 ……………	8	◆ 第10回 ポスト新長期規制適合車導入に係る 近代化基金融資申込公募(推薦)要綱 ……	32
◆ 愛ト協 行事予定表 ……………	9	◆ 令和2年度 近代化基金推薦融資公募 5月(第1回)締切日のお知らせ ……	36
◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を 踏まえ雇用調整助成金の特例を 追加実施します ……	11	◆ 業務課からのお知らせ ……	37
◆ 新型コロナウイルスの集団発生防止に ご協力をお願いします ……	13	◆ 軽油価格調査 ……………	38
◆ 感染症対策へのご協力をお願いします ……	14	◆ 愛知県内在籍自動車数 ……………	39
◆ 令和元年度 物流出前授業の 実施について ……	15	◆ 一般貨物自動車の 増減車動向について ……	40
◆ 時間外労働の上限規制及び 36協定に関する説明会を開催 ……	16	◆ 支部行事 ……………	41
令和元年度 第3回 適正化セミナー		◆ 青年部会 ……………	42
◆ 2020年度 貨物自動車運送事業安全性 評価事業申請説明会のご案内 ……	17	第1回総務委員会をWEB会議にて実施	
◆ ドライバーステップアップ研修 ……	18	◆ 女性部会のご案内 ……………	43
◆ ～特殊車両の適正運行の促進～ (好取組の募集)について ……	21	◆ 陸 災 防 ……………	44
		第41回 愛知県フォークリフト運転競技大会の開催について フォークリフト荷役技能検定のご案内	
		◆ 国道23号通行ルール ……………	46

愛ト協 第13回 通常総会

新型コロナウイルス感染防止の観点から正副会長8名と議事録署名者2名の出席により、令和2年3月24日（火）10時30分から愛知県トラック会館で開催

会員総数及び出席者数

会員総数	2,636 社
出席会員数	10 社
委任状提出数	636 社
議決権行使書数	869 社
計	1,515 社

出席数の報告と開会

長谷川総務課長から定数と出席数等の報告を行い、定款第17条第1項の定めるところにより会議の有効成立を告げた。

議事録署名者の選任

長谷川総務課長より、定款第15条の規定により寺岡会長が議長となる旨を告げ、議長が議事録署名者の選任方法について議場に諮り、「議長一任」の声により次の2名が選任された。

株式会社セイリョウライン	代表取締役	幣旗 良太
宮崎運輸株式会社	代表取締役	梅村 昇

議事の概要と結果

第1号議案 令和2年度事業計画の承認について

中川総務部長より資料に基づき、説明した。

詳細については資料に記載のとおり。

第2号議案 令和2年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の承認申請について

露木財務室長より資料に基づき、説明した。

詳細については資料に記載のとおり。

第3号議案 令和2年度収支予算の承認について
露木財務室長より資料に基づき、説明した。

【収支予算(案)の概要】

(単位：百万円)

区 分	令和2年度予算(案)	令和元年度決算見込	差 額
経常収益	1,798	1,821	▲23
経常費用	1,996	2,015	▲19
経常増減	▲198	▲194	▲4

【収支予算(案)の明細】

(単位：百万円)

区 分	研修センター事業	その他事業
経常収益	206	1,079
経常費用	413	1,343
経常増減	▲207	▲264

詳細については資料に記載のとおり。

－ 第1号議案、第2号議案、第3号議案について、議長が議場に諮ったところ「異議なし」の声と共に、全員拍手をもって賛意を表明した。－

閉 会

寺岡会長が閉会の挨拶を述べ、第13回通常総会を閉会した。

第 7 回 理 事 会

第 12 回 常 任 理 事 会

新型コロナウイルス感染防止の観点から書面会議によるみなし決議にて成立した

理事会の決議があったものとみなされた日	令和2年3月30日
理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事	理事 寺岡 洋一
議事録の作成に係る職務を行った理事	理事 牟田 光良

(決 議 事 項)

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

資料『審議1（総審議1）』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度近代化基金運営事業収支予算（案）について ※別紙1参照

2. 令和2年度近代化基金融資枠（案）について

(概 要)

融資総枠32億円（一般融資7億円／ポスト新長期融資25億円）

3. 令和2年度近代化基金融資申込公募（推薦）要綱（案）について

(概 要)

近代化基金融資枠：7億円

公募期間：令和2年4月20日から令和3年2月10日

融資対象者：個別企業、共同体または持株会社

融資対象物：償還期間10年以内の対象物

① 物流施設

② 福利厚生施設

償還期間5年以内の対象物

① 荷役機械・車両等

② 近代化・合理化のための機器に要する資金

③ 設備の「補修・改修」に要する資金

ポスト新長期融資枠：25億

公募期間：令和2年4月20日から令和3年2月10日

融資対象者：個別企業

融資対象物：ポスト新長期

(2) 業務施設運営専門委員会からの答申について

(名古屋南部トラック輸送サービスセンターの財産処分について)

資料『審議1（総審議2）』記載のとおり原案が承認された。

(概要)

売却額の変更

旧：215,080,860円（土地 199,030,860円／建物 16,050,000円）

新：148,150,000円（土地 132,100,000円／建物 16,050,000円）

2. 交通・環境対策委員会からの答申について

資料『審議2』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度助成事業実施計画（案）及び交付要綱（案）について

(概要)

主な変更点

- ・安全装置助成導入（助成対象装置・種類の追加）

① 追突防止装置（後方）の追加（20,000円／1台）

② ながらスマホ防止装置の追加（1,500円／1台）

- ・環境対応車導入促進事業

1事業者につき、車両上限30台までを補助金対象

- ・グリーン経営認証取得事業

申請方法について「事後」から「事前」へ変更、予算は上期・下期の2期に分ける
「新規取得」の助成金額を減額（155,000円→100,000円）

2. 令和2年度「トラック安全デー」活動（案）について

(概要)

① ゆとり運転の実施

◇ 「SPEEDDOWN! ゆっくり走ろう！」運動の実施

- ・交差点での右・左折時の安全確認の徹底

- ・信号の遵守徹底

◇ 飲酒運転・危険ドラッグ等薬物使用の根絶

◇ 運転中のながらスマホ、携帯電話の禁止

◇ シートベルトの正しい着用

② 高齢者等の交通事故防止

- ・高齢者、子供、自転車への思いやりと注意を払った運転

3. 令和2年度「トラック・セーフティ・ラリー」（案）について

(概要)

内容：ドライバー等5名1チームで参加し期間中の無事故無違反を競う

募集期間：令和2年4月～6月（3月の定期発送にて案内）

実施期間：令和2年7月1日～12月31日

3. 経営研究委員会からの答申について

資料『審議3』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度助成事業実施計画（案）及び交付要綱（案）について （概要）

各種技能講習受講助成	予算1,600万円
貨物自動車運転免許取得助成	予算2,450万円
信用保証料助成	予算2,700万円
中小企業大学校講座受講助成	予算80万円

2. 適正化事業特別推進委員会からの答申について

資料『審議4（適審議1）』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度適正化事業実施計画（案）

（概要）

自主行動計画（重点取組事項）

- ① 標準貨物自動車運送約款の改正に伴う未手続事業者への指導強化
- ② 働き方改革の実現に向けた労働・運送法令遵守のための相談窓口の開設
- ③ 悪質事業者に対する関係機関との連携強化
- ④ Gマークの普及促進
- ⑤ 指導員の資質向上
- ⑥ 各種研修会の開催

5. 入退会の承認について【資料審議5】

資料『審議5』記載のとおり原案が承認された。

入会2社／退会4社 3月承認時点会員数2,634社

(報 告 事 項)

1. 令和元年度トラック・セーフティ・ラリーの結果について

資料『報告1』のとおり報告した。

支 部	計	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	事務 局
会員数	1,288	121	111	128	94	196	213	112	197	116	/
チーム 数	12,546	1,879	971	882	796	1,424	1,941	643	3,149	848	13
参加人 数	63,432	9,455	4,936	4,488	4,016	7,204	9,788	3,298	15,870	4,310	67
達成 チーム数	9,621	1,490	712	685	554	1,042	1,441	482	2,553	652	10
達成率	76.7%	79.3%	73.3%	77.7%	69.6%	73.2%	74.2%	75.0%	81.1%	76.9%	76.9%

一位／西三支部

○支部別達成率順位

二位／名古屋第一支部

三位／名古屋第三支部

○達成率ベスト更新

名古屋第一支部／尾西支部／東三支部

2. 交通事故情勢について

資料『報告2』のとおり報告した。

【県内事故】(令和2年2月)

集 計 数	月 計			年 計		
	件 数	死 者 数	負 傷 者 数	件 数	死 者 数	負 傷 者 数
発 生 率	2,181	10	2,625	4,409	27	5,327
前 年 比	-200	-2	-230	-464	8	-491
増減率(%)	-8.4	-16.7	-8.1	-9.5	42.1	-8.4

【事業用トラック】(令和2年2月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事 業 用	3	3	4	4
会 員	2	2	3	3
第一原因	1	1	1	1

令和2年度 近代化基金運営事業 収支予算書 (案)

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前期繰越金	0	利子補給額	44,200,000	
基金利息収入	5,584,000	基金運営事業費 (※)	500,000	人件費 (2名分) 事務費 300,000 印刷費 200,000
交付金収入	27,000,000			
全ト協助成金収入 (ポスト新長期・低公害)	9,200,000	法人税等	856,000	
法人会計繰入	3,772,000			
合 計	45,556,000	合 計	45,556,000	

※ 支出「基金運営事業費」の「人件費」は、従前900万円を計上していたが、現状資金不足で支出できず法人会計から直接支出している。
実態に合わせて共に処理の簡素化を図るため、「資金不足が解消され 充当が不要となるまでの間」に限り、項目名は挙げるも0円の計上とする。

新 入 会 員

支 部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第一	(株) SURPASS CARRY	〒452-0842 名古屋市西區城町343 ハイッ第一やまびこ103	富田 和彦	-	3	2	(052) 908-5757 FAX 908-5758
知多	(株) 山本運輸	〒459-8011 名古屋市緑區定納山一丁目408番地	山本 滋彦	-	5	1	(052) 624-7321 FAX 624-7320

退 会 会 員

支 部	名 称	所 在 地
尾西	(株) LNJ名古屋	清須市
西三	新熊本産業 (株)	みよし市
東三	東豊工事 (株)	豊橋市
東三	三越運輸 (株)	蒲郡市

会 員 事 業 者 名 称 等 変 更

受 付	変 更 内 容	支 部	新	旧
2020/2/10	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	第一	株式会社Y's NEXT 江南市安良町郷中38 483-8118 江南市安良町郷中38 0587-50-5677 0587-50-5678	北名古屋市西之保三町地1 481-0038 北名古屋市徳重土部63 0568-65-6577 0568-65-6766
2020/2/14	代 表 者	第四	丸全中部物流株式会社 豊田 康介	佐藤 嘉晃
2020/2/18	事 業 者 名 所 事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	尾東	ヤマトボックスチャーター株式会社 中部統括支店 川瀬 憲太郎 473-0928 豊田市生駒町切戸21-1 0565-77-1088 0565-77-1083	ヤマトボックスチャーター株式会社 愛知支店 森 眞史 480-1103 長久手市岩作琵琶ヶ池26-1 0561-61-0300 0561-61-0311
2020/2/20	電 話 番 号 F A X 番 号	尾東	ロードネット株式会社 小牧営業所 0568-74-5208 0568-74-5209	未設置 未設置
2020/2/25	連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	尾東	株式会社ジェイトップ 481-0041 北名古屋市九之坪鴨田48 0568-27-2325 0568-23-0660	453-0013 名古屋市中村区亀島2-26-4 052-453-1211 052-453-1212
2020/2/1	代 表 者	知多	有限会社スギノ商会 森 壮	杉野 隆治
2020/2/12	代 表 者	西三	NTK株式会社 加藤 孝樹	加藤 菜月
2020/2/21	連 絡 先 住 所	東三	株式会社三栄建材 441-1112 豊橋市石巻町乙北山53	440-0052 豊橋市住吉町202

愛ト協 行事予定表(令和2年4月～令和2年9月)

・開催日時等は都合により変更することがあります。

日 時	愛 ト 協	関 連 団 体 ・ そ の 他		場 所
4月 7日(火)	正副会長会議 常任理事会			トラック会館
		9日(木)	全国専務理事業務連絡会議	全 ト 協
5月		7日(木)	全ト協 第1回総務委員会	全 ト 協
8日(金)	正副会長会議 常任理事会			トラック会館
12日(火) 10:30	総務委員会【事業報告・決算関係】			トラック会館
		20日(水)	全国道路利用者会議総会	砂 防 会 館
21日(木)	正副会長会議 理事会・常任理事会 監事会 政治連盟幹事会、常任幹事会 陸防災・理事会			トラック会館
6月		4日(木)	全ト協 正副会長会議 第185回理事会 (全日本トラック事業政治連盟第62回評議委員会)	全 ト 協
		10日(水)	日貨協連全国大会 愛知県自動車会議所通常総会(※9月まで会場使用可)	愛媛国際貿易センター アイテムえひめ ホテルナゴヤキャッスル
18日(木) 12:00 13:30	正副会長会議 決算総会 政治連盟総会			名古屋東急ホテル
		25日(木)	役員選考委員会 全ト協 正副会長会議 第186回理事会 第96回通常総会(懇親会) フォークリフト大会愛知県予選	第一ホテル東京 中部トラック総合研修センター
7月		1日(水)	中部トラック協会理事会	名古屋マリオットアソシアホテル
7日(火)	正副会長会議 常任理事会 陸防災・代議員会			トラック会館
		9日(木)	全ト協 正副会長会議 第221回常任理事会・第187回理事会合同会議 (全日本トラック事業政治連盟第63回評議委員会) (全ト協政治連盟夏季道運研懇親パーティー)	第一ホテル東京
		16日(木)	全国専務理事業務連絡会議	大阪府立国際会議場
		28日(火)	愛知県名古屋市道路利用者会議総会	メルパルク名古屋
8月 4日(火)	正副会長会議 常任理事会・理事会 政治連盟セミナー			トラック会館
9月 8日(火)	正副会長会議 常任理事会			トラック会館
		18日(金)	全国道路利用者会議理事会	東海大学校友会館 (霞ヶ関)

愛ト協 行事予定表(令和2年10月～令和3年3月)

日 時	愛 ト 協		関 連 団 体 ・ そ の 他	場 所
10月		8日(木)	全ト協 正副会長会議 第25回全国トラック運送事業者大会	大阪府立国際会議場
6日(火)	正副会長会議 理事会・常任理事会			トラック会館
9日(金)	トラックの日			
		14日(水)	全国道路利用者会議全国大会	福 岡 県
16日(金) 10:30	総務委員会			
		24日(土)	第52回全国トラック・ドライバー・コンテスト～25日(日)	安全運転中央研修所
		26日(月)	第52回全国トラック・ドライバー・コンテスト表彰式	第一ホテル東京
11月 4日(水)	正副会長会議 常任理事会			トラック会館
		10日(火)	全ト協 正副会長会議、第2回総務委員会 安全・安心の道づくりを求める全国大会	全 ト 協 砂防会館別館
		12日(木)	全国陸災防大会	広島県アステールプラザ
17日(火) 10:00	正副会長会議			トラック会館
12月 1日(火)	正副会長会議 理事会・常任理事会			トラック会館
		3日(木)	全ト協 正副会長会議 第188回理事会 (全ト協政治連盟冬季道運研懇親パーティー)	第一ホテル東京
15日(火) 10:00	正副会長会議			トラック会館
令和3年				
1月 4日(月)	仕事始め			
		7日(木)	全国専務理事業務連絡会議	未 定
		14日(木)	全ト協 正副会長会議、第3回総務委員会	全 ト 協
15日(金) 10:00	総務委員会			トラック会館
		19日(火)	全ト協 新年賀詞交歓会	パレスホテル東京
22日(金)	正副会長会議 常任理事会 賀詞交歓会			名古屋東急ホテル
2月 10日(水)	総務委員会【予算・事業計画】			トラック会館
18日(木)	正副会長会議 理事会・常任理事会			トラック会館
	第16回トラックフェスティバル			
3月		4日(木)	全ト協 正副会長会議 第15回全国適正化事業事業実施機関本部長会議 第189回理事会 (全ト協政治連盟春季道運研懇親パーティー)	第一ホテル東京
23日(火)	正副会長会議 常任理事会			トラック会館

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01

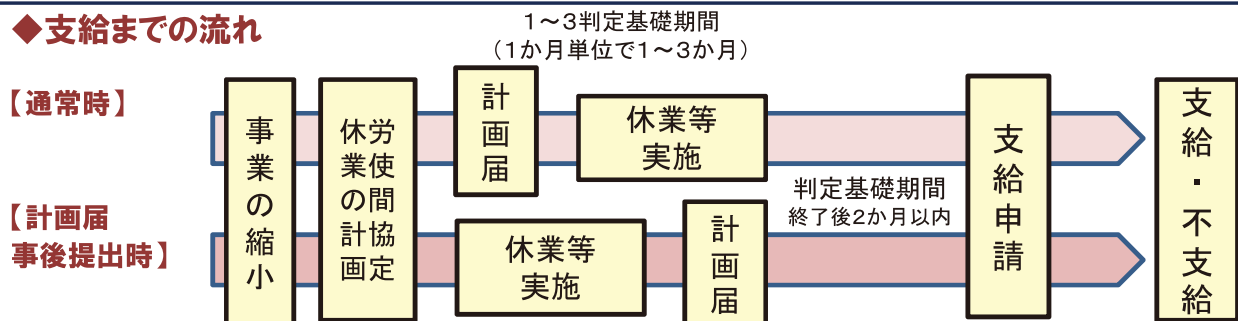


助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。	
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。	
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類	
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等	

◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、
- ③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします



を避けて
外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



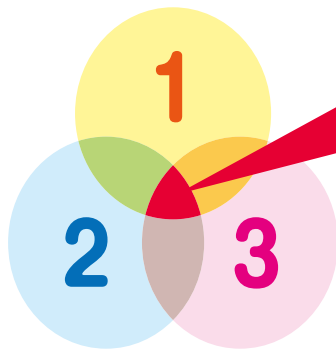
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面

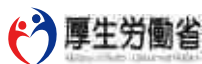


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

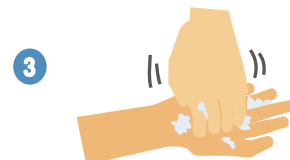
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省

検索



令和元年度 物流出前授業の実施について

令和元年度、愛知県トラック協会が主催する人材確保対策の一環として、物流出前授業を下記の通り開催しました。この事業は、トラックドライバーにスポットを当て、ドライバーの必要性、役割や使命を若い世代に伝えていくことを目的としています。

日 時	場 所	対 象	人 数
令和元年6月24日（月）	一宮市立尾西第三中学校	小学2年生	117人
令和元年10月28日（月）	一宮市立木曾川西小学校	小学5年生	149人
令和元年11月1日（金）	一宮市立萩原小学校	小学5年生	101人
令和元年11月20日（水）	学校法人滝学園 滝中学校	中学1年生	252人
令和元年12月5日（木）	一宮市立中島小学校	小学5年生	60人
令和2年1月30日（木）	一宮市立西成東部中学校	中学1年生	40人
令和2年2月25日（火）	名古屋市立工業高等学校	高校1年生	40人
計7校			759人



令和元年度 第3回 適正化セミナー

時間外労働の上限規制及び36協定に関する説明会を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関は下記の通り第3回適正化セミナーを開催し、延べ215社250名の参加がありました。

本セミナーは働き方改革の一環として改正された労働基準法に関し、本年4月から中小企業にも適用となる罰則付き時間外労働の上限規制や36協定様式の作成方法について愛知働き方改革推進支援センターの川口潤氏・櫻井未来氏を講師に招き、制度の変更点等について説明いただきました。

●「36協定の正しい作成方法及び旧様式からの変更点等、

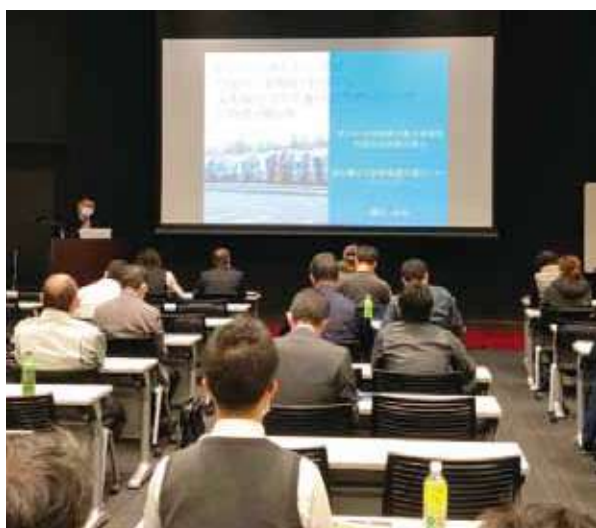
限度基準の説明及び36協定作成ツールの紹介」

愛知働き方改革推進支援センター 川口 潤 氏

●「時間外労働の上限規制、就業規則、長時間労働対策」

愛知働き方改革推進支援センター 櫻井未来 氏

令和2年2月27日（木）	愛知県トラック会館
令和2年3月2日（月）	豊橋商工会議所
令和2年3月3日（火）	アイプラザ一宮
令和2年3月5日（木）	中部トラック総合研修センター



セミナーの様子



2020年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請説明会のご案内

2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(以下、Gマーク)の申請が始まります。

Gマークの申請ができるのは、一般貨物自動車運送事業者及び、特定貨物自動車運送事業者の事業所(営業所)単位となります。

※Gマークとは、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度です。

対象事業所

① 新規取得事業所



貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)とは…

- 国土交通省が推進する「安全性優良事業所」の認定制度です。
- Gマーク認定事業所の事故割合は未取得事業所に比べて半以下です。
- 安全性の高いトラック運送事業者を選ぶための目安です。

毎年7月に各都道府県トラック協会で申請受付期間を設け、(公社)全日本トラック協会が審査・評価を行います。

申請資格要件や評価基準等の詳細につきましては、4月中旬頃に掲載される全ト協 HP を先にご覧ください。

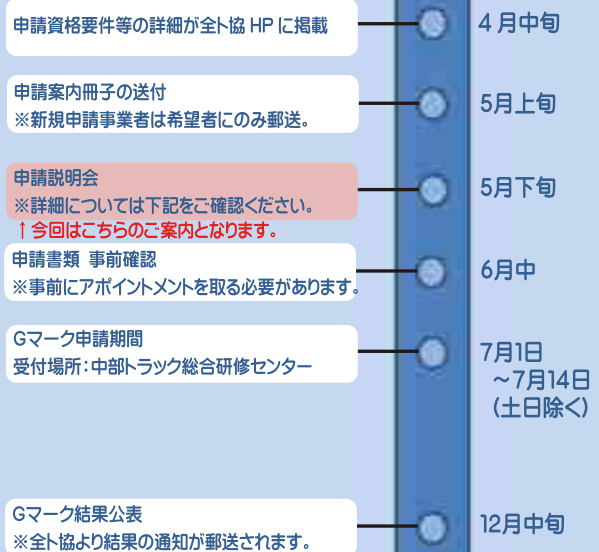
② 更新対象事業所



- 平成 28 年度に、2・3・4 回目の更新認定された事業所
- 平成 29 年度に、1 回目の更新認定された事業所
- 平成 30 年度に、新規認定された事業所

※更新対象事業所には、全国適正化実施機関より、更新手続きの案内ハガキが発送される予定です。

申請等のスケジュール



申請説明会の開催 ※会員事業者限定 ※各回、内容は全て同じです。

第1回	第2回	第3回	第4回
5月20日(水) 12:30～16:00	5月22日(金) 12:30～16:00	5月26日(火) 12:30～16:00	5月28日(木) 12:30～16:00
定員 150名	定員 150名	定員 60名	定員 200名
会場 中部トラック総合研修センター (みよし市稲谷町西ノ沢21-127)	会場 愛知県トラック会館 (名古屋市中区錦区新栄12-6)	会場 豊橋商工会議所 (豊橋市花田町字石塚41-1)	会場 小牧勤労センター (小牧市上家2255-2)

◆ 適正化指導員による説明会を **14:00** より実施しますので、当該時刻からのご来場で構いません。なお、開場自体は12:30とし、Gマーク申請書類の記載例を終日展示しますので、早めにご来場いただきまして、是非ご確認ください。

! 新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大の終息が見通せない状況のため、説明会につきましては、関係者の皆様のご判断に基づき参加いただきますよう、お願いいたします。

※新型コロナウイルスの国内感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

申請説明会につきましては、同号に同封している別紙申込書に記入の上、FAXでお申し込みください。

TEL:0561-76-2242 FAX:0561-76-3033

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一社) 愛知県トラック協会
適正化事業部 適正化事業課



ドライバーステップアップ研修 (1泊2日又は2日間通い)

軽微な事故、違反を起こしたドライバーを対象に、事故、違反の要因となった運転の3要素（認知、判断、操作）を振り返り、問題点に気づき再発防止策と安全を考える事を目的とした研修です。（中型車みの研修です。）

運転の3要素の重要性、正確さ 危険予測訓練 事故・違反を防ぐ意識の向上



1. 開催日 4月15日(水)～4月16日(木)、5月20日(水)～5月21日(木)
6月10日(水)～6月11日(木)、8月26日(水)～8月27日(木)
9月9日(水)～9月10日(木)
2. 募集定員 6名(中型車みの研修になります。)
3. 時間 1日目 9時00分～17時00分、2日目 9時00分～12時00分
4. 研修料金 (全ト協助成金あり。お問い合わせください。)

愛知県トラック 協会会員	1泊2日	21,410円
	通い	13,640円
会員外	1泊2日	33,510円
	通い	25,740円

5. 申込方法

～インターネットによる申込方法～

愛ト協 HP (<https://ssl.aitokyo.jp>)

「教育・研修事業」から予約画面にアクセスし予約して下さい。

～電話による申込方法～

① 仮予約をしてください

(0561-36-1010)

※平日9時00分～17時00分までに
お問い合わせください。

② 申込用紙に必要事項をご記入の上FAX してください。



ドラレコやシミュレータを使用して自身の運転を映像で振り返り自身の問題点を発見します。



一般社団法人愛知県トラック協会
中核トラック協会研修センター

令和2年度

一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター 研修申込書

電話受付用

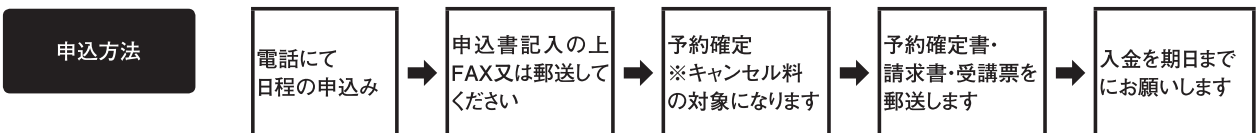
4～9月分
10～3月分

2月17日(月)より
8月 3日(月)より申込開始

(申込日) 令和 年 月 日

研修名		研修日		月	日	AM PM	～	月	日		
		トラック協会		支部		<input type="checkbox"/> 会員外					
申込事業所	所在地	〒 -									
	事業所名	ふりがな									
	代表者職氏名										
	申込担当者	ふりがな	所属・役職名								
	連絡先	TEL - -			FAX - -						
受講者	①	ふりがな	希望車種	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> けん引 <input type="checkbox"/> 準中型	男・女	生年月日 年 月 日	S・H	年 月 日	日生 ()才	
		氏名	2泊3日以上研修申込の方 <input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 宿泊(SASオプション <input type="checkbox"/> 希望する)								
		所属協会	<input type="checkbox"/> 愛知県	愛知県以外 <input type="checkbox"/> () 県		勤務先住所	〒 -				
	②	ふりがな	希望車種	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> けん引 <input type="checkbox"/> 準中型	男・女	生年月日 年 月 日	S・H	年 月 日	日生 ()才	
		氏名	2泊3日以上研修申込の方 <input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 宿泊(SASオプション <input type="checkbox"/> 希望する)								
		所属協会	<input type="checkbox"/> 愛知県	愛知県以外 <input type="checkbox"/> () 県		勤務先住所	〒 -				
	③	ふりがな	希望車種	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> けん引 <input type="checkbox"/> 準中型	男・女	生年月日 年 月 日	S・H	年 月 日	日生 ()才	
		氏名	2泊3日以上研修申込の方 <input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 宿泊(SASオプション <input type="checkbox"/> 希望する)								
		所属協会	<input type="checkbox"/> 愛知県	愛知県以外 <input type="checkbox"/> () 県		勤務先住所	〒 -				

- 当申込書の裏面に免許証のコピーを添付してください。
- 提供された個人情報は当協会の個人情報保護方針に従い、本人の承諾なく事業に無関係な第三者に開示しないものとします。
- 2泊3日以上研修に申込の方は、「通い」もしくは「宿泊」のどちらかにレ点を入れてください。
また、宿泊の方のみ、SASの簡易検査が可能です。希望する場合はレ点を入れてください。



○キャンセル料 キャンセルの場合は月曜日～金曜日の9:00～17:00に電話でキャンセルしてください。

研修の3日前から当日	研修の4日前から7日前	研修の8日前まで
100%	50%	0%

申し込み・お問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
〒470-0207 愛知県みよし市福谷町西ノ洞21番地127
TEL 0561-36-1010 / FAX 0561-36-1210 (番号に誤りがないか再度ご確認をお願いします)
E-mail : ata-training@aitokyo.jp

お知らせ

(一社) 愛知県トラック協会業務部業務課

～ 特殊車両の適正運行の促進 (好取組みの募集) について ～

平素は特殊車両通行許可制度の円滑な運用につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

最近では重量と違法に超過した大型車両が国民の財産である道路を傷めることがないよう大型車両への通行の適正化を図ることが重要な課題となっております。

当協会においても、特殊車両に係る通行制度の見直しや、通行の適正化を図るなどを検討する「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」に参加し、大型車通行の適正化に向けた取組みを実施していることから、昨年引き続き会員の皆様の適正運行の促進に向けた取組を募集することといたしました。

この協議会では、中部管内のトラック運事業者の適正運行の優れた取組みを公表・共有することにより、この取組み事例が業界全体へ波及することを期待するものであります。

会員事業者の皆様には、是非ともご応募・ご協力をお願いいたします。

なお、募集いただいた事例につきましては、審査のうえ社名とともに上記協議会ホームページにて公表を予定させていただきます。

記

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集（中部地整 HP 掲載）

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html



特殊車両適正通行に対する
企業の好取組集

■問い合わせ先（ご興味のある方はご連絡ください）

愛知県トラック協会 業務部業務課（鈴木）

TEL 052-871-1922 Eメール: hide-suzuki@aitokyo.jp

※ 愛ト協事務局にて取り纏めをし、協議会へ提出いたします。

全ト協発第686号（環）
令和2年4月1日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化について（要請）

平素より当協会の業務運営に深いご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標最終年となり、その3つの目標のうち「死者数」および「人身事故件数」については減少しつつあります。しかしながら「飲酒運転の根絶」に関しては、警察庁の統計資料によると、令和元年中の事業用トラックの飲酒（酒気帯びを含む）運転は96件と対前年比14件の増加であり、また、事業用トラックの飲酒による交通事故件数も対前年比8件増の28件となっており、目標達成には程遠く、トラック運送業界の喫緊の課題となっております。

いうまでもなく、事業用トラック運転者による飲酒運転事案は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であることから、トラック運送業界として、再発防止対策に積極的に取り組む必要があります。

こうした状況に鑑み、今年2月に開催された「交通対策委員会」では、全ト協の令和2年度事業計画に「飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化」が新たに盛り込まれ、また、昨年9月には、飲酒運転根絶に向け、各県の取り組み事例の情報の共有化などについて交通対策委員長決議が発せられるなど、関係者一丸となった積極的な取り組み強化が要請されております。

つきましては、各都道府県トラック協会におかれましても、傘下会員事業者に対し事業用トラックが関係した飲酒運転事例を周知する等、飲酒運転根絶に向け、さらなる取り組み強化についてご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ① 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況
- ② 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について（決議）
- ③ 事業用トラックの飲酒事故事例（平成31年1月～12月）
- ④ 直近3ヶ年の車籍地別飲酒運転事故件数（平成29年～令和元年）

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の 取り組みの強化について

決 議

国土交通省では、「2020東京オリンピック・パラリンピック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020年までに達成すべく目標値を定め、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係業界が総力を挙げ、事業用自動車に係る事故の削減に取り組んでいるところである。

トラック運送業界では、第109回交通対策委員会（平成29年9月開催）において、「トラック事業における総合安全プラン2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいるところ、事業用貨物自動車については、交通事故発生件数及び負傷者数はそれぞれ減少傾向にあるものの、近年、事業用トラック運転者による飲酒運転事故件数は増加傾向にあり、本年5月には、今年に入ってからの事業用トラックの飲酒運転事故が続発したことに伴い、飲酒運転の防止等関係法令遵守の徹底について国土交通省から通達が発せられたほか、8月には、ひき逃げ死亡事故で逮捕された事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知された旨の報道がされるなど、目標の達成はおろか、このままではトラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第113回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和元年9月12日
公益社団法人 全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長）工藤修二

「整備管理者選任前研修」開催のお知らせ

愛知運輸支局

令和2年度の「整備管理者選任前研修」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。本研修は、自動車整備士の資格を取得されていない方で、これから整備管理者の資格要件を取得される方を対象とした研修です。

※整備管理者の資格要件

- ・自動車の点検・整備又は整備の管理について2年以上の実務経験を有し、かつ本研修を修了された方
- ・自動車整備士(一級、二級又は三級)の資格を取得されている方(本研修の受講の必要はありません。)

記

1. 研修日程

	研修日	申込期間(締切日消印有効)	受講票発送予定日
第1回	令和2年 5月28日(木)	4月13日(月)～4月24日(金)	5月15日(金)
第2回	令和2年 7月 9日(木)	6月1日(月)～6月12日(金)	6月26日(金)
第3回	令和2年 9月16日(水)	8月 3日(月)～8月14日(金)	9月 4日(金)
第4回	令和2年11月17日(火)	9月23日(水)～10月 2日(金)	10月30日(金)
第5回	令和3年 2月25日(木)	1月12日(火)～1月22日(金)	2月12日(金)

2. 研修会場(予定)

名古屋市中川文化小劇場3階ホール 名古屋市中川区吉良町178番地の3

※第4回第5回は会場が変更になる場合がございます。会場などが変更になりましたら研修日の3か月前までに愛知運輸支局のホームページにて公表いたします。

3. 研修時間

12:30～16:00(受付開始11:30～)

4. 募集定員

400名(申込締切日前であっても定員に達した場合は受講をお断りします)

5. 受講手続

受講申込書に必要事項を記載し6.の書類を調べて愛知運輸支局整備保安担当へ郵送または窓口にて提出してください。

返信用封筒にて受講票を送付します。研修当日は受講票を忘れずにお持ちください。

6. 申込に必要な書類

- ① 整備管理者選任前研修受講申込書(受講申込書)
- ② 本人確認書類の写し(運転免許証、住民票その他公的機関が発行したものの写しであって、受講者の氏名、生年月日が確認できるもの)
- ③ 返信用封筒(宛先を記載し、送料分の切手を貼付したもの)

7. 費用

受講料、テキスト費は無料です。

8. 注意事項

※返信用封筒のサイズ(長形3号など)及び送料に注意してください。受講票は、A4用紙1枚をしますので、重量の目安としてください。

※研修日の一週間前になっても受講票が届かない場合はお問い合わせください。

※受講申込書の連絡先は携帯電話、会社等日中連絡が可能なものを記入願います。

【問い合わせ先】

中部運輸局愛知運輸支局整備(保安)担当
〒454-8558 名古屋市中川区北江町1-1-2
電話 052-351-5382

令和2年度整備管理者選任前研修受講申込書

愛知運輸支局長 殿

整備管理者選任前研修を受講したいので、別紙書類を添えて申し込みます。

希望日に○		研修日	申込期間
	第1回	令和2年5月28日(木)	4月13日(月)～4月24日(金)
	第2回	令和2年7月9日(木)	6月1日(月)～6月12日(金)
	第3回	令和2年9月16日(水)	8月3日(月)～8月14日(金)
	第4回	令和2年11月17日(火)	9月23日(水)～10月2日(金)
	第5回	令和3年2月25日(木)	1月12日(火)～1月22日(金)

申込期間外の申込はお断りします。あしからずご了承下さい。

ふりがな	
受講者の氏名	(昭和・平成 年 月 日生)
ふりがな	(〒 -)
受講者の住所	
業態の別(該当箇所○をつけて下さい)	
事業用：1. バス 2. タクシー 3. トラック 4. 貨物軽	
自家用：5. レンタカー 6. 自家用その他(自家用バス・自家用大型車等)	
連絡先 (9時から17時に連絡がとれるもの)	TEL：

※所属事業者(営業所名)

TEL：

FAX：

下記を添付の上、愛知運輸支局整備保安担当まで郵送して下さい。

- ・ 本申込書
- ・ 返信先の住所を記載し切手を貼った返信用封筒
- ・ 本人確認書面の写し (自動車免許証、住民票等公的機関が証明したものに限りません。)

* 郵送先 中部運輸局愛知運輸支局 保安担当
〒454-8558 名古屋市中川区北江町1-1-2

- 注1. 直接保安担当窓口に応じ込む場合でも、すべての提出が必要です。
注2. 研修開催のお知らせに記載の注意事項に留意し申込してください。
注3. 各回申込締切後の受講希望者、受講希望日の変更はできません。
注4. 1度に複数名の受講を申請される方は返信する際の料金(切手代)に注意して下さい。

第 49 回(令和2年度)近代化基金融資申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領 3-④の規定に基づき、第 49 回(令和 2 年度)近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

7 億円

2. 公募期間

令和 2 年 4 月 2 0 日(月)から令和 3 年 2 月 1 0 日(水)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始は除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

2) 共同体又は持株会社

上記 1) の者で構成する共同体又は持株会社(傘下の会員事業者に係る資金調達を行う者に限る)。

4. 融資対象物

次のいずれかに該当するものを融資対象物とする。

1) 償還期間10年以内の対象物

(但し、融資対象物件について、減価償却年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。)

①物流施設(貨物自動車運送事業に係るものに限る)

トラックターミナル・配送センター・倉庫(営業倉庫は不可)・自家用燃料給油施設など

②福利厚生施設

休憩睡眠施設・浴室（シャワー室）、男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等を含む）など

※ 事務所・土地だけの購入は対象外。

2) 償還期間5年以内の対象物

①荷役機械（パワーゲート等含む）・車両等（但し、新車に限る。）

②近代化・合理化のための機器（コンピューター・運行管理ソフトウェア等）に要する資金。

③設備の『補修・改修』に要する資金。

※新車購入において、タンク等の既存架装を新車に載せ替えする場合は、本融資が対象となる（ポスト新長期融資は対象外）。また、新車への取り付け費用は融資対象となるが、既存車両からの取り外し費用また事務書類製作費などは対象外となる。

5. 融資条件

1) 融資限度額

①個別企業の融資限度額は、1億円とする。

但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が1億円を超えないこととし、申込みは2回を限度とする。

②共同体の融資限度額は、1億円とする。

但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が1億円を超えないこととし、申込みは2回を限度とする。

※既に1億円以上の返済残額がある場合は、返済により残額が1億円未満となった場合、本要綱に基づき新たに申し込むことができる。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内とする。

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主・施工主等に直接（手形・小切手の支払いは不可）振込むこと。また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

- ① 物件又は販売主毎に支払いを要する場合
- ② 物流施設を購入し、契約書に基づき「契約時・着工時・引渡時」など契約書に定めた時期に代金を支払う場合
- ③ 複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 0.95% (令和2年3月1日現在)

1) 低公害車 (CNG車・ハイブリッド車) 及び省エネ関連機器導入に係る融資

愛ト協と全ト協の利子補給率

個別企業の場合 0.3% (愛ト協0.2%、全ト協0.1%)
共同体的場合 0.3% (愛ト協0.2%、全ト協0.1%)

実質負担率 (事業者等)	0.65%
--------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

2) その他の融資

愛ト協の利子補給率

個別企業の場合 0.3% (愛ト協0.3%)
共同体的場合 0.3% (愛ト協0.3%)

実質負担率 (事業者等)	0.65%
--------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫 (名古屋支店・熱田支店・豊橋支店) 及びその代理店
(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書 (様式1号、2号、3号、4号) に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

- ① 物流施設・福利厚生施設については、公図・平面図・見積書・契約書など
- ② 荷役機械・車両、機器等については、見積書など

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用（例：手付金）

令和2年3月31日以前に取得・登録した物件・車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については毎月20日締めとする。

但し、2月については最終10日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

但し、物流施設・福利厚生施設については2ヵ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等の場合は、更に1年間延長できるが、事前に愛ト協へ連絡の上、承認を得ること。

2) 設備完成後の手続き

物件（車両）の完成（購入）後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して取得した物件は、推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。同様に、購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両や物件の価格／物件の種類／車両の型式／購入数／償還期間など

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。

②商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

③上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 052-825-5000 (ダイヤルイン)

第 10 回(令和 2 年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資 申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領 3-④の規定に基づき、第 10 回(令和 2 年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

2 5 億円

2. 公募期間

令和 2 年 4 月 2 0 日(月)から令和 3 年 2 月 1 0 日(水)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始を除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

4. 融資対象物

1) ポスト新長期規制適合車の新車購入に要する資金

※「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成 20 年 3 月 25 日国土交通省告示第 348 号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(ポスト新長期規制適合車)を購入するものをいう。【対象となる購入車両については別表 1 参照。】

5. 融資条件

1) 融資限度額

融資限度額は、5千万円とする。

※この制度については、返済残額の有無は問わない。

※申込みについては2回を限度とする。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 償還期間及び据置期間

対 象 物	償 還 期 間	据 置 期 間
車 両 等	5 年 以 内	償還期間のうち 6ヶ月以内

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。

また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主に直接(手形・小切手の支払いは不可)振込むこと。

また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

①販売主毎に支払いを要する場合

②複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 0.95% (令和2年3月1日現在)

愛ト協と全ト協の利子補給率 0.3% (愛ト協0.2%、全ト協0.1%)

実質負担率(事業者等)	0.65%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫(名古屋支店・熱田支店・豊橋支店)及びその代理店

(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書（様式1号、2号、3号、4号）に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

①見積書

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用

令和2年3月31日以前に登録した車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については毎月20日締めとする。

但し、2月については最終10日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

2) 設備完成後の手続き

車両購入後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両の価格／車両の種類／車両の型式／購入
台数／償還期間

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。

②商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

③上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 052-825-5000 (ダイヤルイン)

令和2年4月1日

各位

一般社団法人愛知県トラック協会

令和2年度 近代化基金推薦融資公募5月 (第1回)締切日のお知らせ

令和2年度 近代化基金融資推薦については、公募申込みの締切を毎月20日(土・日の場合は直前の金曜日)としていますが、5月分(第1回締切)は、常任理事会の日程の都合上、受付期間を4月20日(月)～5月8日(金)とさせていただきますので、ご了承下さい。

なお、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせ下さい。

◇問い合わせ先：愛知県トラック協会 総務部財務室

TEL 052-825-5000 (ダイヤルイン)

【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年3月31日現在)

	【2月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	2204	11	2598	6779	38	8130
前年比	-625	1	-823	-1010	9	-1225
増減率(%)	-22.1	10.0	-24.1	-13.0	31.0	-13.1

支部地域別死者数

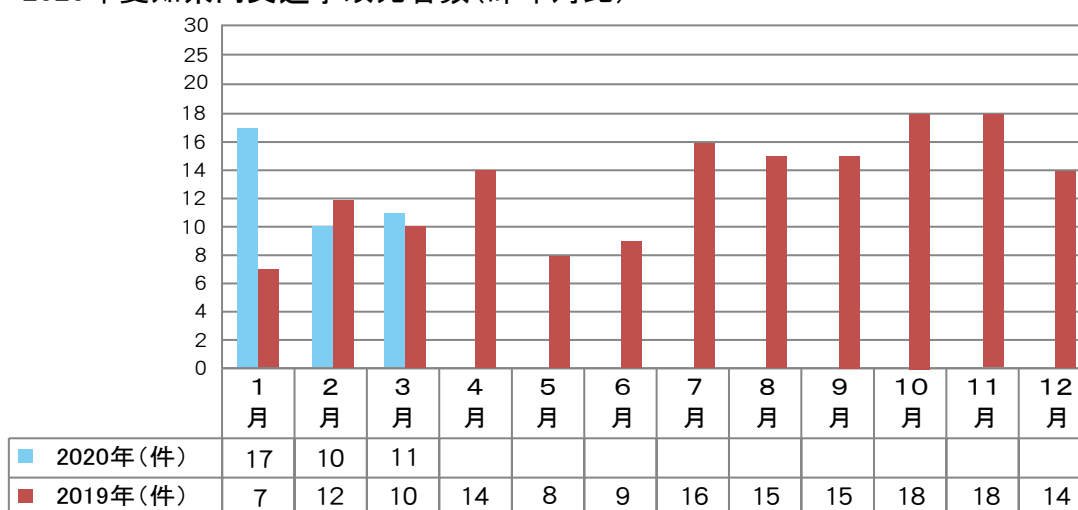
	【3月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	4	1	3	1	5	4	6	11	2	1
前年比	2	-2	2	1	3	-4	4	3	-1	1
支部月計	2	0	2	0	1	1	2	2	0	1

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【3月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	2	2	6	6
会員※	1	1	5	5
第一原因※	1	1	2	2

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



～標準貨物自動車運送約款等の手続きについて～

先般、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車運送約款等が改正されました。

改正に伴い、旧約款を使用している場合行政に対して下記の手続きが必要になります。

※**手続きが完了していない会員事業者はお早めに手続きをお願い致します。**

①新標準貨物運送約款を営業所等への掲示

②運賃及び料金の変更届出(トラック協会ホームページよりダウンロード可能です。)

※未手続きの場合、行政処分の対象となることがあります。

[問い合わせ先] **愛知県トラック協会 業務課** TEL 052-871-1922

軽油価格調査

(愛ト協調へ)

3 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	120.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30	122.00	92.80	72.00

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	120.00	102.60	87.00	88.50	82.10	75.70	122.00	108.40	101.70	122.00	101.20	75.70
30～50kℓ未満	95.80	90.60	87.50	99.00	90.60	84.30	—	—	—	99.00	90.60	84.30
50～100kℓ未満	92.30	92.30	92.30	94.00	85.80	81.20	100.70	97.70	94.30	100.70	90.00	81.20
100kℓ以上	102.00	102.00	102.00	87.00	81.60	72.00	99.10	99.10	99.10	102.00	85.80	72.00

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	120.00	97.00	87.00	90.30	82.90	72.00	122.00	111.90	101.70	122.00	92.70	72.00
30～60日未満	104.50	97.50	87.50	99.00	85.50	75.70	100.70	98.00	94.30	104.50	92.20	75.70
60日以上	—	—	—	94.00	85.70	80.50	103.00	103.00	103.00	103.00	89.20	80.50

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

購入形態		ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
平成31年	3月	119.50	107.70	98.50	119.50	98.00	93.90	123.00	106.40	98.00
	4月	122.50	109.50	101.00	122.50	100.30	95.50	127.00	109.20	101.00
令和元年	5月	125.70	109.90	101.50	125.70	101.60	97.40	129.50	112.40	107.90
	6月	119.00	106.00	94.00	103.60	95.40	91.40	129.50	109.60	103.40
	7月	119.00	104.90	94.50	101.00	95.30	92.70	124.50	106.60	99.50
	8月	114.00	103.10	92.50	102.00	93.70	90.40	124.50	106.20	99.10
	9月	114.00	103.80	94.00	99.00	93.30	90.80	122.00	104.00	94.70
	10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30
令和2年	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00
	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
	2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
	3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30

愛知県内在籍自動車数

(令和2年1月末)

用途別及び車種別		業態別		計	対前月 増減数	対前年比		
		自家用	事業用			増減数	比率	
貨物	普通	81,560	69,078	150,638	70	3,285	102.2	
	小型	四輪	259,142	3,804	262,946	-328	1,078	100.4
		三輪	17	0	17	0	-1	94.4
	被牽引車	908	14,475	15,383	37	565	103.8	
	軽自動車	四輪	334,254	14,904	349,158	3	-1,313	99.6
		三輪	84	0	84	1	-1	98.8
小計	675,965	102,261	778,226	-217	3,613	100.5		
乗合	普通	1,268	3,823	5,091	23	58	101.2	
	小型	4,663	896	5,559	-6	34	100.6	
	小計	5,931	4,719	10,650	17	92	100.9	
乗用	普通	1,551,242	1,083	1,552,325	593	30,521	102.0	
	小型	1,362,544	7,829	1,370,373	-3,304	-34,533	97.5	
	軽自動車	1,297,460	52	1,297,512	1,775	16,879	101.3	
	小計	4,211,246	8,964	4,220,210	-936	12,867	100.3	
特種 (殊) 用途	普通	39,575	16,182	55,757	53	713	101.3	
	小型	四輪	6,491	835	7,326	-10	-36	99.5
		三輪	1,428	0	1,428	-5	86	106.4
	大型特殊	18,769	201	18,970	-1	11	100.1	
	軽自動車	7,390	837	8,227	-13	-103	98.8	
小計	73,653	18,055	91,708	24	671	100.7		
二輪	小型二輪	110,870	23	110,893	-130	967	100.9	
	軽二輪	軽二輪	106,433	103	106,536	-62	1,836	101.8
		その他	27	0	27	0	0	100.0
	小計	217,330	126	217,456	-192	2,803	101.3	
総合計		5,184,125	134,125	5,318,250	-1,304	20,046	100.4	

	登録自動車数	小型二輪車数	軽自動車数	合計
名古屋	1,549,170	46,849	652,478	2,248,497
西三河	816,090	28,062	448,475	1,292,627
尾張小牧	723,264	22,581	402,804	1,148,649
豊橋	357,289	13,401	257,787	628,477
合計	3,445,813	110,893	1,761,544	5,318,250

- 【注】 1. 全国総合計 82,444,421 両 (令和元年9月末現在)
 2. 全国総合計 (軽自動車を除く) 49,082,931 両 (令和2年1月末現在)
 3. 乗合自動車の区分

- (1) 普通＝普通自動車で乗車定員30人以上のもの。
 (2) 小型＝普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの。

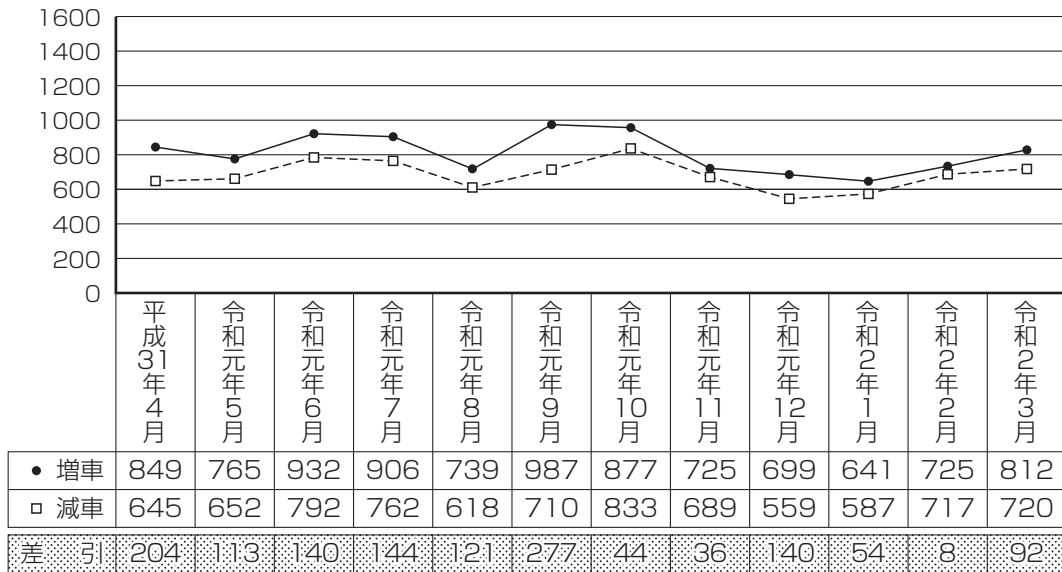
及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

(中部運輸局 愛知運輸支局資料による)

一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

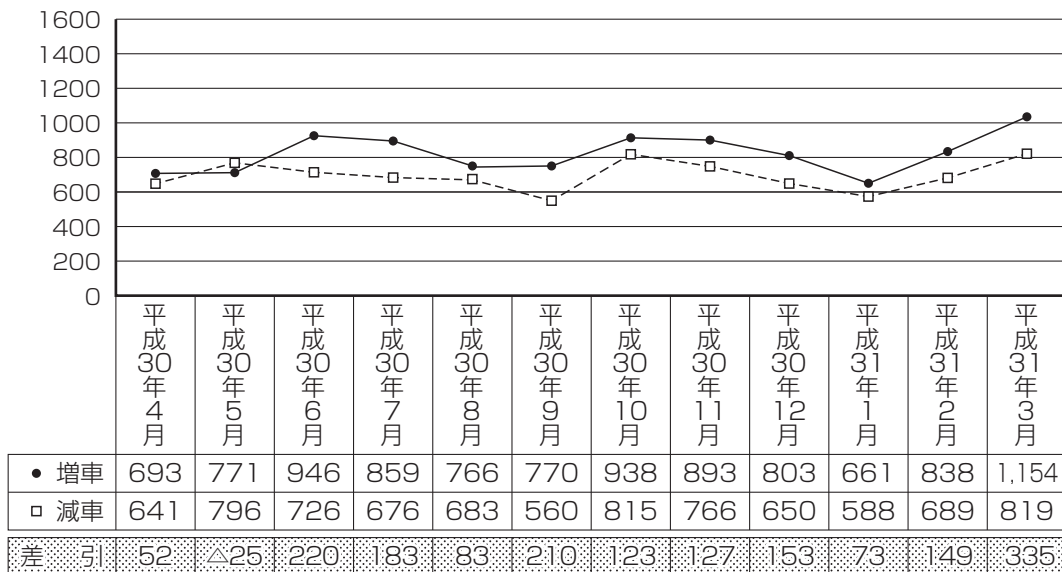
令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

平成30年4月～平成31年3月の増減車



平成30年度増減車（4月～3月）

増 車	10,092両
減 車	8,409両
差 引	1,683両

支 部 行 事

4

月

名古屋第一支部

(23日) 役員会

名古屋第二支部

(14日) 支部 役員会

名古屋第三支部

(14日) 正・副支部長 会議

尾東支部

(10日) 小牧部会 一斉大監視活動

(16日) 青年部会 定例会

(22日) 支部三役・理事会

尾西支部

(10日) 第一班 役員会

(11日) 青年部会尾西支部 総会

(15日) 第三班 通常総会

(17日) 特別積合せ部会一宮ブロック 通常総会

(21日) 第一班 通常総会 / 交通安全祈願祭 / 交通事故防止講習会

(22日) 役員会

(25日) 第五班 通常総会

知多支部

(14日) 東海警察署管内トラック交通安全協力会
役員会

(23日) 支部総会

(24日) 知多陸青会 役員会

西三支部

(3日) 安城部会 安城青年部総会

(7日) 豊田部会 役員会

(8日) 刈谷部会 役員会

(15日) 豊田部会 役員会、通常総会

(17日) 碧南部会 役員会

(20日) 安城部会 通常総会

碧南部会 交通安全教室 (大浜小学校)

(21日) 碧南部会 交通安全教室 (西端小学校)

(22日) 刈谷部会 通常総会

(24日) 西尾部会 役員会

(26日) 岡崎部会 通常総会、幹事会

(27日) 安城部会 交通安全教室 (三河安城小学校)

(28日) 碧南部会 定時総会

東三支部

(11日) 新城南北設楽陸運協会 定例会

(13日) 東三支部 役員会

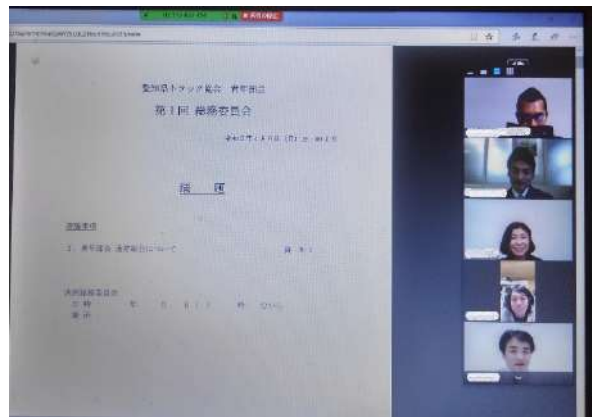
(18日) 田原陸運協会 定例会

M-NET 通常総会

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

○ 第1回総務委員会をWEB会議にて実施 ○



令和2年4月6日(月)に第1回総務委員会を開催しました。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインミーティングツールを活用したWEB会議での実施となりました。参加者からの満足度も高く、青年部会では今後もWEB会議の実施を予定しております。

○ 5月の活動予定 ○

- | | |
|--------|----------|
| 12日(火) | 第2回総務委員会 |
| 13日(水) | 第1回事業委員会 |
| 14日(木) | 第1回研修委員会 |
| 20日(水) | 第2回理事会 |

青年部会 会員募集中！

青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

当部会では、女性経営者や女性幹部の方などを対象に
部会員を常時募集しています。
私たちと一緒に活動してみませんか？

目的

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、
研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、
業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。（会則第2条）

部会会員数

37社38名(令和2年3月現在)

代表者

部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

今後の活動(令和2年度)



セミナーの様子

6月16日(火) 第10回通常総会(場所:名鉄グランドホテル)

9月3日(木) 労務管理セミナー(仮) (場所:愛知県トラック会館)

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県)を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会にご入会いただき、是非ご参加下さい。

会費

年会費 12,000円

問い合わせ先

愛知県トラック協会女性部会事務局 〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6
《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

第41回 愛知県フォークリフト運転競技大会の開催について

愛知県フォークリフト運転競技大会を、下記の通り開催いたしますので、皆様のご参加をお願い申し上げます。

この大会は、来る10月3日（土）・4日（日）に中部トラック総合研修センターで開催される第35回全国フォークリフト運転競技大会への出場選手選考も兼ねて実施いたします。



記

1. 日 時 令和2年6月28日（日） 9時開会
2. 場 所 中部トラック総合研修センター
(みよし市福谷町西ノ洞21-127)
3. 競技の内容 学科（走行、荷役、力学、関係法令） 300点
実技（点検競技100点、運転競技600点）
合計1000点
4. 出場選手の資格
 - (1) 陸災防会員事業所の在籍従業員で、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること
 - (2) フォークリフト及び自動車の運転により過去1年間無事故であること。
 - (3) 愛知県トラック協会各支部長の推薦を受けること。
 - (4) 過去の全国大会の第1位・第2位は除く。
5. 表 彰

優勝者	愛知県支部長賞	表彰状及び副賞
第2位から第5位	愛知県支部長賞	表彰状及び副賞
6. 全国大会出場者の推薦
優勝者及び準優勝者（第2位）の2名
ただし、優勝者と準優勝者が同一事業所の場合は、優勝者と次順位者の2名。
7. 申込締切日 令和2年5月29日（金）
お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部
052-(889)-1077

令和2年8月26日・9月9日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、令和2年8月26日(※)、9月9日(※)「フォークリフト荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

技能の程度について

- 1級 フォークリフト運転技能講習修了後 5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級 フォークリフト運転技能講習修了後 3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受験資格

- 1級 フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等^(注1)
(注1) 平成30年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及び平成28年度以降のフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。
フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受験となります。
- 2級 フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者^(注2)
(注2) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目(学科又は実技)を受検できます。

検定日

検定日 令和2年8月26日(※)、9月9日(※)

受験会場

令和2年8月26日(※)開催

受検地	岩手	福島	埼玉	東京	愛知	滋賀
1級	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	学科・実技	—	学科・実技	—



令和2年9月9日(※)開催

受検地	北海道	秋田	宮城	千葉	東京	静岡	愛媛	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技

※1級、2級の実技はカウンターバランスフォークリフトを使用します(8月26日開催の埼玉・愛知ではリーチフォークリフトを使用した2級の検定も実施します)。

検定についての問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 (〒108-0014 港区芝5-35-2 10F)

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

MAIL ginou-kentei@rikusai.or.jp

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

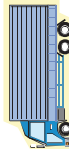
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



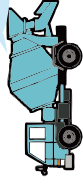
4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

～

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現場の表示と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ



トラックの保険なら 中交協が絶対おすすめ!

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



おすすめ
ポイント

1

サポート体制が整っているから安心!

豊富な事故防止サービスで事故の根絶に努めています

- 法定義務講習
- 法定義務適性診断(国土交通省認定)
- 事故防止機器等助成
- 一般講習
- 一般適性診断(巡回型・可搬型)
- 個別講習会等の安全運転コンサルティング

おすすめ
ポイント

2

共済掛金がだんぜんお得!!

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

各種
割引
制度

優良割引
組合員ごとに契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合
最高**65%**割引

一括契約割引
該当する共済種類ごとに
5%割引

多数契約割引
共済種類ごとに契約車両数により
1%~10%割引

自賠責共済 セット割引

当組合の
自賠責共済契約がある
対人共済から

2%割引

おすすめ
ポイント

3

幅広い業務を行っているので 組合員様のニーズにぴったり合った商品が選べる!

交通共済事業のほかにも、自賠責共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。

対人共済	搭乗者傷害共済	対物共済	車両共済	自賠責共済	損害保険代理業
-------------	----------------	-------------	-------------	--------------	----------------

組合員特典

- 割戻制度
- 配当制度
- 組合員等表彰制度
- 商工中金の融資資格
- ※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。
- 無料法律相談
- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。

SDGsへの取り組み 地球にやさしい貨物運送事業をめざして

大気や水の汚染、オゾン層の破壊による温暖化など地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。人にも環境にも優しい「エコドライブ」を組合員の皆さまが推進されることで、SDGsゴールの実現に一歩近づくことが期待されます。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

13 気候変動に
具体的な対策を

エコドライブの推進
~わたしたち貨物運送事業者にも出来ることがあります~

急加速・急発進の禁止	ムダなアイドリングはストップ
日常点検・車両整備	法定速度の遵守

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



中部交通共済協同組合 ホームページ <http://www.chukokyo.jp/>

- 名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101
- 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102
- 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188
- 名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103
- 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104
- 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号
- 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号



19000684

NGV

クリーンな排気ガス&石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)



天然ガス小型バン

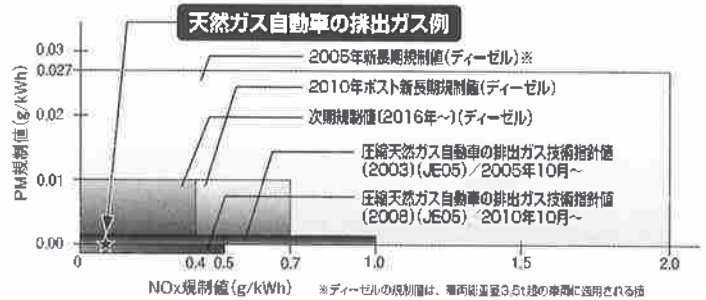


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。



重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766



TOHO GAS